

参考資料1

経済産業省

官 印 省 略  
20180913 資 第 4 号  
平成30年9月13日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

みなし小売電気事業者による特定小売供給に係る指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準等について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）第12条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第1項及び第2項に規定する指定旧供給区域の指定及び指定解除に係る基準、当該基準に照らした各供給区域における競争状況の評価（必要に応じて、競争を促進するための方策の提案を含む。）、並びに実効的な事後監視の仕組みその他必要と考えられる事項に関し、貴委員会の意見を求めます。

※注 上記の検討に当たっては、小売料金規制の撤廃状況等に係る諸外国における動向も踏まえるとともに、また、消費者等の関係者の意見を幅広く聴取することが必要となる。